
2024 プレナスなでしこリーグ2部入替戦

試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、「2024 プレナスなでしこリーグ2部入替戦」（以下「2部入替戦」という）実施に関し定める。試合実施に関して本要項に定めのない事項については「2024 プレナスなでしこリーグ2部試合実施要項」を準用する（以下、なでしこリーグ2部は「NL2部」とする）。

第2条〔NL2部と予選大会勝ち抜けチームの入れ替え〕

- (1) NL2部の12位チームと2024 プレナスなでしこリーグ2部入替戦予選大会（以下「予選大会」という）1位チーム、またNL2部の11位チームと予選大会の2位チームが入替戦を行う。ただし、予選大会より参加のチームはNL2部加盟基準の認定を受けているチームに限る。また、2部入替戦に出場する予選大会参加チームが何らかの理由で決定しなかった場合は、NL2部の対象チームはNL2部に残留とする。
- (2) NL2部チームが加盟資格を喪失した場合、また退会した等の理由でNL2部の対象チームが変更となる場合の入れ替え方法については理事会にて審議、決定する。
- (3) 「新加盟チーム決定方法」は理事会で決定する。

第3条〔大会方式〕

2部入替戦は、NL2部チームと予選大会勝ち抜けチームが対戦し、ホーム&アウェイ方式により2試合を行い、予選大会勝ち抜けチームが第1戦のホームゲームを主管する。

第4条〔出場資格〕

2024年8月30日(金)までに協会の登録およびリーグ登録を完了した選手のみが入替戦への出場資格をもつ。

第5条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 試合は1試合90分（前後半各45分）とする。
- (2) 2試合が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。
- (3) 2試合が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - ① 2試合の得失点差
 - ② アウェイゴール数
 - ③ 2試合目終了時に、20分間（前後半10分間）の延長戦
 - ④ PK戦（各チーム5人ずつ）※決着がつかない場合、6人目以降は一人ずつで、勝敗が決定するまで
※延長戦に入る前のインターバル：5分間
※PK戦に入る前のインターバル：1分間
- (4) 前項第3号の延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる。

- (5) 第3項第4号におけるPK戦に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が6名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (6) 第3項第4号におけるPK戦において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK戦開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第6条〔選手の交代〕

- (1) 試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。
 - ① 選手の交代は、5名以内とする
 - ② 選手の交代は、1試合合計3回以内（ただし、ハーフタイムを除く）とする
- (2) 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない。

第7条〔広告看板等の設置〕

- (1) スタジアムにはリーグが指定した位置に大会タイトル看板または幕を掲出できるスペースを確保しなければならない。
 - ① サイズ 900 mm×6,000 mm
 - ② 位置は別途定める。
- (2) スタジアムにはリーグが指定した位置にリーグオフィシャルスポンサー等の看板または幕を掲出できるスペースを確保しなければならない。
 - ① サイズ 900 mm×6,000 mm
 - ② 位置、枚数等は別途定める。
- (3) チームスポンサーの広告看板および幕の掲出ができる。手続き、掲出方法等はリーグ戦に準ずる。

第8条〔試合球〕

ボールは原則として1試合最低7個とし、マルチボールシステムにて行う。マルチボールシステムについては別に定める「マルチボールシステムマニュアル」を参照。なお使用球はNL2部の公式球を使用すること。

NL2部2024年公式球モルテン『ヴァンタッジオ4900』（品番：F5N4900）（5号球）

第9条〔不可抗力による開催不能または中止〕

公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通、その他いずれのチームの責に帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により開催不能または中止となった場合には、速やかにリーグ、その他関係機関に連絡をしなければならない。該当試合の取り扱いについては、次の中から理事長および専務理事の承認を得て決定する。

- ① 90分間の再試合
- ② 中止時点からの再試合
- ③ 中止時点での試合成立

第10条〔出場停止処分〕

- (1) NL2部その他の公式試合において、退場処分を受け、これによる出場停止が未消化である場合には、本大会にて消化する。
- (2) 入替戦と予選大会は懲罰規程上の同一競技会とみなし、予選大会終了時点で未消化の出場停止処

分は入替戦において順次消化する。ただし、予選大会の警告の累積による場合を除く。

- (3) 本大会期間中に、異なる試合で警告を2回受けた者は、次の1試合に出場できない。
- (4) 本大会において退場を命じられた選手等は次の1試合に出場できず、それ以降の処置についてはリーグ規律委員会において決定する。(なお、処置は日本協会懲罰規定に準ずる)
- (5) チームは協会、リーグの決定によりベンチ入り資格を停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に審判により退場を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (6) 前項に定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、観客席以外に立ち入ってはならない。
- (7) 試合中に退場を命じられたチームスタッフは、フィールド内には留まってはならない。なお、試合の前半に退席処分が科された場合、該当チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム控え室および更衣室にも入室してはならない。
- (8) 前2項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない。
- (9) 本大会において退場処分を受け、これによる出場停止が未消化の場合には、協会およびリーグの定める直近の公式試合において消化する。

第11条〔公衆送信権〕

- (1) 公式試合の公衆送信権(テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む)はすべてリーグに帰属する。
- (2) 公衆送信権料およびその取扱いは「放送に関する規程」に定める。
- (3) 前項の公衆送信権料は、別途定める基準により配分するものとする。

第12条〔主管権〕

リーグは、各試合の主管権を各ホームチームに委譲する。

第13条〔附 則〕

本要項の改定は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。